

新潟市教育委員会 令和4年11月 定例会会議録

日時	令和4年11月25日(金) 午後3時30分			
場所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	井崎 規之			
出席委員 (7名)	田中 賢一	出席委員	中津川 英子	
	渡邊 純子		畠山 典子	
	大宮 一真			
	五十嵐 悠介	欠席委員	齋藤 昭彦	
	乙川 千香			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (11名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	池田 浩	教育総務課 課長補佐	相崎 敦子
	教育次長	本間金一郎		
	教育総務課長	渡辺 和則		
	保健給食課長	袖山 直也		
	学校支援課長	丸山 明生		
	学校人事課長	金山 光宏		
	教育職員課長	栗林 裕之		
	学務課長	加藤 浩志		
	中央図書館長	新井 直美		
特別支援 教育課長	中川 潔			
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後 3 時 30 分
	宣言者	教育長
付議事件 (1 件)	議案第 25 号	令和 4 年 12 月議会定例会の議案について
報告 (3 件)	新型コロナウイルス感染状況について	
	学校給食の総合的な見直しについて	
	和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について	
その他 (1 件)	教育ミーティングについて	

## 第1 開会宣言

- 教育長 午後3時30分 開会を宣言する。  
これより、11月教育委員会定例会を開催いたします。  
本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんか。  
(異議なし)  
よろしければ、許可することで決定いたします。

## 会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条の規程により、会議録署名委員に五十嵐委員及び乙川委員を指名します。

## 第2 付議事件

- 教育長 次に、日程第2「付議事件」に入ります。  
議案第25号「令和4年12月議会定例会の議案について」は、議会へ公表前であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(異議なし)  
それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議をいたします。

## 第3 報告

- 教育長 次に日程第3「報告」です。はじめに「新型コロナウイルス感染症の状況について」、保健給食課、学校支援課から説明をお願いいたします。

- 保健給食課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の感染状況についてご報告申し上げます。お配りしましたこちらのグラフ、表をご覧ください。

資料ですけれども、上段の新規感染者数をご覧ください。折れ線の市内全体の新規感染者の状況は、11月に入りまして急増しております。一方、青の棒グラフの市立学校園の児童・生徒の感染状況も100人を超える日も多く、中には、ご覧のとおり200人を超える日も複数ありまして、すでに第7波を超える感染者数となっております。

下段の学級閉鎖の状況です。児童生徒の感染者数に伴う形で学級閉鎖の状況も増加しておりまして、日によっては20後半の学校数で学級閉鎖を行っているということでもあります。今日現在では、21校で学級閉鎖を行っております。

学校におきましては、これまでもタブレット端末を活用した学習支援を行っておりますが、どの学級からでもライブ配信型オンライン授業が円滑にできるよう、現在、準備を進めているところであります。

冬に向けて、インフルエンザの同時流行も懸念されますので、引き続き、学校園では適切な換気を含め、基本的な感染症対策を継続してまいりますと考えております。

- 教育長 ただいまの説明に、ご質問やご意見がありましたら、ご発言を願いま

す。

○畠山委員

学級閉鎖の校園数となりますが、そこに教職員の皆さんの数は発表されないという状況であるのですが、もちろん、教職員の皆さんも感染した方がいらっしゃると思うのですが、それによって学校運営上というか、指導において支障を来している状況はあまりないのでしょうか。その辺、実態をお聞きできたらと思います。

○保健給食課長

確かに、教職員の感染者数も増えておりまして、非常に学校現場からしますとやりくりで苦慮しているという話も聞いておりますが、何とか、タブレット端末を活用しながら工夫してやっていくということが基本になります。

○畠山委員

学校の中で職員の皆さんが努力し合ってカバーし合っているという状況だということですね。

○保健給食課長

そのように聞いております。

○畠山委員

あまり増えないで、そういう状況が少しでも収まって、通常に近い状況になっていくことを願うばかりです。

○中津川委員

感染者数が増加ということで、何とか増えないで願う一方ではあるのですが、今年も、ただ、インフルエンザの同時流行ということも懸念されているところです。

それで、改めて確認なのですが、学級閉鎖の基準といいますが、この新型コロナウイルス感染症に対するもの、それからインフルエンザのときの学級閉鎖の基準というか、少し変わってくるのでしょうか。また、発表の仕方等も何か対応で考えていらっしゃる箇所はおありでしょうか。

○保健給食課長

新型コロナウイルス感染症に関しましての学級閉鎖は、従来どおりといえますが、連休前に対策いただきました1名の陽性がありまして、複数の有症状または複数の濃厚接触者、または一人以上の陽性者がいるというケースであります。インフルエンザにつきましては、インフルエンザによる欠席が目安として10パーセント、かつ、登校している子どもたちの中で3割くらいということになっておりまして、新型コロナウイルス感染症対策としますと、有症状者の子どもたちは欠席しますので、インフルエンザで閉鎖するという状況にはなかなかならないと。まずは新型コロナウイルス感染症で今の基準で閉鎖ということが、まず基本的だろうととらえております。基準はこのままで、こういう状況ですから引き続きようすを見たいと思っています。

○中津川委員

他県では、すでにインフルエンザで学級閉鎖が行われたという報道も聞いております。やはり、インフルエンザのみで学級閉鎖になるというケースも出てくるかと思えますし、また、その数え方、公表の仕方、その辺もこれは込みなのかとか、そういったやり方も今後対応が必要になってくるかと思うのです。公表の仕方といいますが。

○保健給食課長

今、インフルエンザでは、これまで、その都度ホームページ等で公表してまいりましたので、もしそういうことがあれば、引き続き、インフルエンザ

については同じようにやっておりますが、新型コロナウイルス感染症の学級閉鎖については1校1校今までも公表しておりませんので、今のやり方は続けていきたいと考えております。

○中津川委員

分かりました。本当に感染が拡大しないことを祈ります。

○渡邊委員

感染が増えているということで、大体、報道でも10代の感染者が多いということです。読書週間で近隣の小中学校に行っているのですけれども、中学校の学級閉鎖がけっこうありまして、見ていると、どうも1年生のクラスがまず新型コロナウイルス感染症で閉鎖になると、次の隣のクラスがうつってしまうのか、そういう接触する回数が多いということもあって、その階で次々と学級閉鎖になっていくという状況を聞いていました。中学3年生の子どもたちは割に接種をしている子どもが多いと聞いていて、受験生はそういう対策をしているのだと思うのですけれども、実際、数字的には10代の中学生だったら、やはり、1年生とかが人数的には多いのでしょうか。その辺の年齢での人数というものは把握できますか。

○保健給食課長

学年ごとの人数はある程度把握しておりまして、そう大きな差はないと受け止めております。それほど差は見られないです。

○渡邊委員

そうすると、何となく、1年生はいいとして、3年生で接種していない子どもとかが少し心配で、階が違うのであまり接触しないように気をつけたりしているようなことを学校によっては伺っているので、実際、公表はできなくても学校の中でそのような配慮とかがあるといいのかなと思います。実際、担当課から直接学校にそういう指導をするということはないとは思っているのですけれども、そういう情報があると、他校でもどうしているのかなということが分かるので、その辺のところをぜひ、支援していただければと思います。

○保健給食課長

これまでも、学年を超えとか、校外学習のときでも、できるだけ感染拡大しないような授業形態だとか活動形態を工夫してまいりましたので、引き続きその辺は働きかけてまいりたいと考えております。

○教育長

今、渡邊委員がおっしゃったような、同じ学校で複数のクラスが一度に閉鎖になっている状況というのは顕著なのですか。

○保健給食課長

やはり、一月二月前よりは増えております。校外学習も含めて、活動が活発になってきたということもあろうかと思っておりますので、ぜひ、そういうところは留意が必要なところかなと思っています。

○教育長

全体で注意喚起していくしかない。

○渡邊委員

そうですね。

○教育長

ほかにありませんか。

よろしいでしょうか。それでは、次の案件にまいりたいと思います。次に、新潟市「学校給食の総合的な見直しについて」及び「和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について」は、議会へ公表前であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

そのようにいたします。

#### 第4 その他

##### ○教育長

次に、日程第4その他に入ります。「教育ミーティングについて」、学校支援課、特別支援教育課から説明をお願いいたします。

##### ○特別支援教育課長

特別支援教育課です。

区の教育ミーティングでは、新しくできました特別支援教育課のPRと、対象が自治協議会の皆さんということもありますので、特別支援教育に関しての基礎的なこととお話しようと思います。

では、始めます。新潟市教育委員会特別支援教育課の中川と申します。本日は、特別支援教育について、15分ほどお時間をいただいてお話しさせていただきます。今年度、新潟市教育委員会に特別支援教育課が誕生しました。業務の内容は、特別支援教育に関する学校や保護者からの相談に対応したり、特別支援教育に関する教職員の研修を行ったり、特別支援教育に関する行政事務を行ったりしています。

では、特別支援教育とは何でしょう。ご存じの方も多いと思いますが、特別支援教育は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、精神障がい、肢体不自由、病弱、その他教育上の支援を要する児童生徒、幼児に対して、その子の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために適切な支援を行う教育のことです。近年、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しています。平成19年、障害者の権利に関する条約に日本が署名しました。これによって、インクルーシブ教育システムが規定されました。インクルーシブ教育システムについては、後ほどご説明いたします。

平成28年、障害者差別法が施行され、合理的配慮が法的に義務化されました。合理的配慮についても、後ほどご説明いたします。

そして、昨年、令和3年度、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。この法律で、地方自治体の責務が規定されました。これについても、後ほどご説明いたします。

このような国の動向に合わせて、新潟市の特別支援教育の歴史も簡単に振り返ってみたいと思います。従来、特殊教育学校、特殊学級と呼ばれていましたが、平成18年に特別支援学校、特別支援学級へ名称が変更されました。翌年の平成19年、新潟市は政令指定都市に移行します。その同じ年に改正学校教育法が施行され、特別支援教育サポートセンターを設置しました。この特別支援教育サポートセンターでは、知的な遅れのない発達障がいの子どもへの支援を明確化しました。発達障がいについても、後ほどご説明いたします。

そして、平成28年、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定し、新潟市においても障がい者に対する配慮が規定されました。

では、発達障がいについてご説明いたします。発達障がいとは、自閉

症、学習障がい、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がいなど、脳機能の発達に関する障がいの総称です。一つ一つの説明は省略しますが、他人との人間関係づくりやコミュニケーションが苦手な自分勝手、変わった人と誤解されて敬遠されやすい傾向にあったり、特定のことが非常に優れていたり極端に苦手だったり、アンバランスのようすが理解されにくい障がいです。親のしつけや教育の問題ではないのですが、周囲の理解がないと本人も保護者も非常に苦しみます。周囲の理解とサポートが非常に重要です。

次に、新潟市内の特別支援教育の現状です。新潟市内には県立、市立などの特別支援学校が9校あります。その内、新潟市立の特別支援学校は2校です。また、ほぼすべての小中学校に特別支援学級が設置されています。その特別支援学級に在籍する新潟市の児童生徒数の変動を表したグラフです。この10年あまりの間に2倍以上に増加していることが分かります。これは全国的な傾向と一致しています。増加の背景には、特別支援教育に対する差別偏見が少なくなったことと、発達障がいに対する理解が広がり、認知件数が増えたことがあると考えています。以前は、周囲の人から発達障がいを理解してもらえず、自分勝手などと誤解され、叱られて終わっていた児童生徒が、適切な支援を受けるようになってきたと肯定的にとらえています。

この図は、令和3年度までの教育委員会の組織図の一部です。特別支援教育に関する業務は、学校支援課の中の特別支援教育班が担っていました。ここまでに見てきた特別支援教育に関する社会的ニーズの高まりにこたえるために、今年度、特別支援教育班は学校支援課から分離し、特別支援教育課として独立しました。さらに、特別支援教育に関する学校や保護者からの相談に応じていた特別支援教育サポートセンターと、特別支援教育に関する教職員研修を担当してきた総合教育センターの特別支援教育担当が一緒になり、特別支援教育に関する業務を一元的に取り扱うようになりました。

次に、合理的配慮についてご説明いたします。障がい者がほかの者と平等に生活したり学習したりすることを確保するための、必要で適当な変更や調整のことを合理的配慮といいます。身近なところでは、視覚に障がいのある方のための拡大読書器、音声信号点字ブロック、聴覚に障がいがある方のためのテレビなどへの字幕挿入、FM補聴器、手話通訳、知的障がいのある方のための生活訓練、漢字へのルビなどが合理的配慮に当たります。

合理的配慮を分かりやすく説明している図があります。野球を見に来ていて、試合がよく見えるように、子ども一人一人に箱を一つずつ配っています。しかし、小柄なピンクの服の子どもには低すぎて、野球の試合を見ることはできません。平等に配慮はしていますが、配慮が不足しているのは明らかです。では、この図ではどうでしょうか。大柄な青い服

の子どもには箱を配らず、小柄なピンクの服の子どもに箱を二つ配りました。平等ではありませんが、それぞれに合った配慮をすることで、みんなが公平に野球を見ることができます。このように、一人一人の障がいの程度や持っている能力に合わせて、生活や学習に参加できるようにするのが合理的配慮です。

次に、インクルーシブ教育システムについてご説明いたします。インクルーシブ教育システムとは、障がいのある方とない方がともに学ぶ仕組みのことです。そのためには、障がいのある方が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、合理的配慮が提供されることなどが必要です。障がいのある方もない方も一緒に学ぶ仕組みと聞いて疑問に感じられた方もいらっしゃると思います。先ほどもお話したように、日本には、特別支援学校、特別支援学級、通常学級があって、別々に学んでいるのではと疑問に感じられるのはごもっともです。一般的に、最も支援度の高い子どもが通うのが特別支援学校、その次が特別支援学級、支援度の最も低いのが通常学級となっています。日本のインクルーシブ教育システムは、一緒に学ぶことを追求しながら、個に応じた学びの場を選べる柔軟なシステムとなっています。特別支援学校、特別支援学級の子どもは支援度の低い他の学びの場を選ぶこともできるのです。

次に、医療的ケア児とその家族への支援について、ご説明いたします。医療的ケア児とは、痰の吸引、人工呼吸器による呼吸管理、導尿、経管栄養など、医療的ケアを日常に受けている児童生徒のことです。令和3年度に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行される前には、学校での医療的ケア児への医療的ケアは家族が行うこととなっており、家族は仕事を辞めなければいけなかったり、生活に大きな制約がかかるなど、大変大きな負担となっていました。しかし、この法律の施行後は、学校に看護師等を派遣して医療的ケアを行うことが自治体の責務として義務づけられ、家族の負担は大幅に減りました。ちなみに、新潟市はこの法律が施行される10年以上前から学校看護師を派遣し、家族の負担をできるだけ減らし、医療的ケアを行っております。

最後に、発達障がいに関するよくある誤解や偏見についてお話します。発達障がいは理解が広まりつつありますが、まだまだ誤解や偏見が根強くあります。発達障がいは治療すれば治る、発達障がいは親の育て方が原因、発達障がいの子どもでも厳しく叱れば正しい行動ができる、などがその典型です。

まず、発達障がいは治療すれば治るについてです。発達障がいを治療する薬は現在、まだありません。一時的に症状を緩和する薬はありますが、治るわけではありません。症状や接し方、正しい行動を繰り返し経験していくことで、状態が改善されていきます。親の育て方が悪いという



考え方は、ご本人や保護者を一番苦しめます。発達障がいとは脳の機能の発達の問題なので、育て方の問題ではありません。厳しく叱れば正しい行動がとれるようになるというのも間違った考え方です。厳しく叱るのは逆効果になることのほうが多くあります。やっちはいけない言動は、その場で短く注意をしたり、正しい行動をしたときにきちんと褒めるほうが効果的です。

終わりに、障がいは社会が作るものと言われます。周囲の人々が適切に理解し、社会全体に配慮があれば、たとえその人に障がいがあっても生活していくうえで大きな問題にはならないということです。車いすで生活している人を考えてみると、階段しかない施設、車いすから手の届かない高いところに物を置いた状態など、社会の環境やあり方が障がいを作り出しているのです。私たち一人一人が障がいのある人もない人も暮らしやすい社会を作る努力をしていきましょう。

以上で、特別支援教育についての話を終わります。ご静聴、ありがとうございました。

#### ○学校支援課長

続きまして、学校支援課です。同じく、教育ミーティングで部活動の地域移行についてお話をします。

特別支援教育のようにこちらには映りません。申し訳ございませんけれども、お手元の資料をご覧ください。6枚のパワーポイントの資料になります。

それでは、始めます。休日における部活動の地域移行は、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するとともに、学校の働き方改革も考慮し、さらなる部活動改革の推進を目指して、文部科学省及びスポーツ庁が掲げた政策です。これを受け、教育委員会の関係課、市長部局の文化政策課、スポーツ振興課とで意見交換を行い、今後のあり方について検討を重ねてまいりました。本日は、現時点での新潟市の考え方の大枠をお知らせします。なお、この内容は、新潟市中学校長会、新潟市中学校体育連盟との協議を踏まえて作成し、11月の校長会、教頭会でも説明した内容が中心となっています。

では、スライドの1枚目をご覧ください。この表は、新潟市の今後の推計人口を表したものです。現在の15歳の子どもの数を100としたときのそれぞれの年代の割合です。この先、子どもの数は確実に減少していきます。特に、下の表は、市内で子どもの数の減少傾向が最も大きい区を表しています。15年後には子どもの数が今の人数の55パーセント、ほぼ半分になるという試算です。市内の学校の中には、自校単独での部活動では部員が足りず、近隣校で合同チームを編成して大会に参加しているという学校もあります。学校によっては、今後、これまでの部活動に代わる複数校や区といった中での活動の場が求められるようになり、そのための準備を進めていく必要があります。

このような背景の基で、新潟市の考え方の方向を整理したのが、下の

赤い四角です。将来的に、国は現在の部活動を平日休日を問わずに地域の活動に移行する流れで動いています。新潟市もその流れの中に休日の部活動の地域移行を位置づけています。また、令和8年4月からは休日の部活動を行わず、地域活動に移行することとします。そのために、令和5年4月より、休日の部活動の地域移行に向けた準備を開始します。

2枚目をご覧ください。これまでは、青枠のような教育的意義のもと、各校で部活動を行ってきました。しかし、これからは、赤枠の見出しにあるように、新潟市の生徒一人一人が休日の部活動に代わる、自分のやりたいという気持ちを実現できる場を保障していく必要があります。これにつきましては、原則、休日の部活動は行わないという方向を踏まえ、地域移行後の活動を部活動と区別して、新潟市の中学生のための地域運動活動、文化活動と名付けました。このことにより、生徒の自主性や主体性がはぐくまれる場面を一層増やしていきます。部活動を実施するに当たり、部活動ガイドラインを平成30年度に策定したように、地域運動活動、文化活動を実施していくために、新たに地域運動活動・文化活動ガイドラインを策定する必要があります。策定には、学校をはじめ関係各機関と情報を共有し、子どもにとって安心・安全な活動になるように、丁寧に検討を重ねていきます。

3枚目をご覧ください。部活動の段階的な地域移行に向けた見通しです。新潟市では、令和8年4月を本実施とし、それまでをグッドスタート準備期間、各校が地域運動部活動のよいスタートが切れるための期間と位置づけます。これは、令和5年4月にすべて整えるのではなく、このグッドスタート準備期間の3年間を地域移行の準備にあててほしいという意味です。そして、現在実施しているモデル事業のように、指導者、運営主体、活動場所などの準備が整った学校や部から順にスタートすることとなります。なお、令和8年4月以降は、休日はすべて地域運動活動、文化活動に移行することになります。

4枚目をご覧ください。これは、今後、学校、教育委員会や市長部局、協会や連盟、地域等の各組織が整理すべき内容です。中央の赤枠が学校です。各校では、今後、それぞれの状況に応じて生徒、保護者、先生方にアンケートを取り、休日の活動の必要感、参加希望の有無、競技や活動に対する希望などを把握します。それが校内における部活動のあり方を検討する材料になります。各校で把握した実態を基に、地域への移行が可能な部やその必要性が高い部から順に検討を進めることとなります。

学校によっては、右上の緑枠のように、自校や隣校同士で地域の方とともに新たな体制を築いていくケースもあるかと思います。また、指導者の発掘、運営主体の組織編成につきましては、専門性のある地域の方や保護者会、部活動エキスパートやサポーター等の、現在、新潟市

が外部指導者として依頼している方が候補になるケースも想定されま  
す。加えて、新潟市で行っているモデル事業に自校のみで行っている  
モデル、複数校で行っているモデルがありますので、各校が準備を整え  
る際の参考となるかと思えます。また、自校または近隣校同士での取組  
みが難しい部につきましては、各校と教育委員会とで今後の方向を検  
討していきます。

右下の黄色枠にあるように、教育委員会では、各校、各専門部から各  
種目の現状を情報収集し、その内容について市長部局と相談し、協会  
や連盟、民間団体へ働きかけていきます。青枠に当たる協会や連盟に  
つきましては、今後、指導者の派遣や活動の運営主体としてのあり方な  
どについて打診していく予定です。

5 枚目をご覧ください。今年度、新潟市内で教育委員会と連携してモ  
デルケースとして実証検証を行っている四つの事業と、参考として、胎  
内市における文化部の地域移行のあり方を一覧にしました。(1)の北区  
サッカーコミュニティ MINAMIHAMA の取組みが、休日、南浜中学校を  
拠点にいくつかの学校のサッカー部の生徒が集まる複数校モデル、(4)  
の巻西中学校ベースボールクラブの取組みが、巻西中学校の野球部を  
そのまま引き継いだ自校モデルとなります。途中段階ではありますが、  
各事業の成果や課題も上げています。これらのモデルは、各校が準備  
を進める際の留意点となります。この左側赤枠の準備項目が、各校が地  
域移行の準備を整える際の条件となります。この準備項目のほか、指導  
者への報償費、保険への加入等も検討する必要があります。

6 枚目をご覧ください。今後のスケジュールについてです。教育委員  
会では、各校での実施内容を考える参考となるよう、今進めている四つ  
のモデル事業の運営面等についても改めて紹介していきます。この部  
活動の地域移行は、中学校3年間だけの話ではありません。子どもたち  
が生涯を通じて豊かなスポーツライフを送るための一つの過程である  
という考えを、子どもを取り巻く大人が共通認識することが必要だと考  
えています。そのために、市P連や区の教育ミーティングなどでも情報共  
有を図っていきます。今後、各種目の協会や連盟を中心として、地域  
の方からもお力添えをお願いすることがあろうかと思えます。よろしく願  
いいたします。

○教育長

今、特別支援教育と部活動地域移行の2件、続けてご説明をお聞き  
取りいただきましたけれども、質疑は最初に特別支援教育、続けて部活  
動地域移行と分けて質疑を受けたいと思います。はじめに、特別支援教  
育の説明についてご質問とご意見がありましたらご発言いただければと  
思います。

○島山委員

とても分かりやすいご説明と資料で、ありがとうございました。

5 ページに新潟市教育委員会組織図があるのですが、総合教育セン  
ター特別支援と特別支援サポートセンターの職員の皆さんが、そこには

- もういらっしゃらなくて、教育委員会にいらっしゃったということですよ。
- 特別支援教育 課長 おっしゃるとおりです。
- 畠山委員 分かりました。最初の写真にあるように、とても大勢で、皆さんで鋭意頑張っているのだなということがよく伝わってきました。
- それで、これは内容ではないのですが、私はスクリーンを中心に  
見せていただいたのですが、手元が読む分には見やすいのですが、  
映像を見ると、先ほど、自治協議会の皆様からということで、ご高齢  
の方が見られるかなと思うので、私もその一人なのですが、少し見  
づらいなと思ったので、もう少し太い文字とか何かだと、それを活用され  
るかどうかは分からないのですが、もし活用されるとしたら、画面の大きさ  
にもよると思うのですが、濃い方が分かりやすいかなと思って見せてい  
ただきました。
- 特別支援教育 課長 貴重なご意見、ありがとうございます。
- 乙川委員 お願いします。乙川です。
- ほぼすべての小中学校に特別支援学級があるということなのですが、  
平成 19 年にインクルーシブ教育システムというものが始まって、学校の  
先生だとか子どもたちに手厚い、行き届いた支援をされる形になってい  
ると思います。新潟市は教育コーディネーターがいらっしゃいますよね。  
そのコーディネーターも子どもたちにかかわる大事な役割を担っており  
ますが、教育コーディネーターが、こういった研修は毎年情報更新され  
ながら、やる機会というのはあるのでしょうか。
- 特別支援教育 課長 今年度から、地域教育コーディネーターたちの研修に特別支援教育  
課がお邪魔して、基礎的な講座ということでお話しし、理解していただく  
ということで、地域教育推進課と連携しながら進めております。
- 特別支援教育コーディネーターですか。
- 乙川委員 普通に学校に配属されている教育支援コーディネーターです。
- 特別支援教育 課長 地域とつながるとい。
- 乙川委員 そうです。
- 特別支援教育 課長 そうですね。地域教育コーディネーターたちからも、特別な配慮を有  
する子どもたちとも自分たちがかかわる場面があるということで、声があ  
ったということで、今年度からスタートしました。
- 乙川委員 ちなみに、今年度から実施されるということで、どのくらいの割合でとい  
うか、何時間くらいの研修というかをお受けになるのですか。
- 特別支援教育 課長 すべての地域教育コーディネーターを対象に、全員参加だったかどう  
かは確認しておりませんが、1 時間ちょっとの基調講座ということでした。
- 乙川委員 希望者のみが参加するということでしょうか。
- 特別支援教育 課長 ちょっと確認していないのですが、地域教育コーディネーター全員を

課長	対象にした講座というように伺って、うちのスタッフが参加しております。
○乙川委員	ぜひ、いろいろな子どもたちに携わるので、皆さんがそういうお話を聞く機会を持っていただけるようにしていただけたらと思います。
○特別支援教育	かしこまりました。
課長	
○田中委員	今年の4月から課に格上げされたといいますが、なったのですけれども、半年たって、どうでしょう、特別支援教育課として一つの課が独立したわけで、手ごたえといいますが、課になったことでこういうことができるようになったとか、こういうような手ごたえを感じているとかということ、教育委員会側から見たものと、学校現場がそれについて、課になったことでこのように学校にとっては利点が生まれているとか、非常に相談しやすくなったとか、その辺の手ごたえみたいなものは何かありますか。
○特別支援教育	特別支援教育班の時代は、学校教育の枠の中だけで特別支援教育
課長	を考えていたと思います。今度、課として独立したからには、学校の枠から出て、放課後のデイサービスの関係であるとか、そういう横の広がりといいますが、そういった関係も広く見ていけるように、他の課とも連携していきます。それから、学校教育が終われば、かつては、もう卒業した、頑張れよということで終わっていたのですが、その子どもたちの人生は卒業後も、それから卒業する前も続いているということで、保育課との連携であるとか、障がい福祉課、こども政策課等、他課と連携し、今、キーワードとして切れ目のない支援ということを掲げ、時間的な切れ目のない支援、そして学校生活をしている中で横の広がり、放課後やほかの施設での支援に関してどういった連携ができるだろうかということで、まだ交渉が始まったばかりではありますが、そういった課と連携し、どういった支援ができるか、どういった連携ができるかということ、今、協議をしているところであります。それが特別支援教育班というところから課になった一番の主な手ごたえだと思っています。
	それから、学校現場に対しては、研修と日々の相談と行政手続きとが一体になりましたので、より現場の困り感に寄り添った研修や情報発信ができるようになってきていると思っています。
	文部科学省が先日、特別支援学級に所属する子どもは週の半分の時数を特別支援学級で過ごすようにという通知を出しました。それは、各学校にとっては非常にショッキングな出来事だったのですが、文部科学省にも確認しまして、文部科学省の言い方は、可能な限り速やかにと。学校の現場では大変衝撃が広がり、半分以上行っていない子どもは来年から特別支援学級にいらなくなるぞというような風説が広まり、大変波風が立っていたのですが、昨日のコーディネーターを対象にした研修で、文部科学省に確認したと。
	それで、その結果、そんなに急激にかじを切れるものではないし、入学の時点で子どもたちはごくごく一部の教科で特別支援学級、9時間程

度学ぶという考えで入学している、在席変更している子どもたちもいるのだから、それを一気に半分というのは、ある意味、最初の契約と話が違うということになっていくので、緩やかに見直していただきたいと思います。ただし、特別支援学級に所属しているのに、すべて交流学級に行っているというような子どもについては、速やかに在席変更を検討してくださいということで、文部科学省もそのような言い方でよろしいですということでしたので、昨日、お伝えしました。

まだ、学校の現場では最初のインパクトが非常に強かったものですから、本当にそれでいいのかというような疑心暗鬼の声は上がっていますが、そういったように、より現場の困っている感じに寄り添えるということが大きいと思います。また、来年度の研修につきましても、現場の声をより反映して、現場が求めている経験年数の少ない特別支援学級の担任をターゲットにした研修のコマ数を増やしていくなどして、より実践的な研修を増やしていこうと思っています。

○田中委員

前段のほうといたしますか、手ごたえ感についてなのですが、デイサービスを含めた他課との連携ということで、私は、それぞれの区のミーティングでこの話をされるときに、今の手ごたえ感のところをもっと全面的に出していいと思うのです。つまり、地域の方々は学校内のことだけではなくて、むしろ、学校外のところでどうなのかと。つまり、特別支援学校なり学級なりに行っていた子どもたちが卒業して行って、それでも地域に在るわけですね。この子どもたちは一体どうなっていくのだろうかという不安はあると思うのです。そうなったときに、課になることによってそういう子どもたちも含めて大きくフォローしていくことができると。やはり、親であり地域の方々のニーズとかそういうところも、課としてしっかりと把握しながら進めていくのだということを、ぜひ、伝えていただければ、非常にいい意味で地域に伝わっていくのではないかと考えています。

それから、後半の文部科学省の発表の件なのですが、私も非常に気になっていて、今まではどちらかというと通常学級の子どもたちと親学級という形で交流を積極的に進めてきた経緯もあるわけですが、それは、またインクルーシブ教育でどの子どももみんな等しく教育を受けていくという面から考えるときに、急にかじを切っているなという感じがしたわけです。そういう点では、直に確かめていただいたというのはとても大事なことですし、それを踏まえたうえで、教育委員会としてどのようにして各学校にこれを伝えていくのか。昨日、お話しする機会があったということですが、一刻も早く、各学校の校長をはじめ先生方にその意図が伝わるような方策を考えてほしいと思っています。

○五十嵐委員

よろしくお願ひします。今ほど田中委員にご説明された内容とかぶるのですが、おっしゃったのは文部科学省の通達の話です。私自身、実は、周りの保護者の方からSNSなどでその話を聞いたと。学校に聞いても要領をえないと。学校は何か対応が遅れている理由があるのでは

ないかみたいなのも聞かれたりするわけです。実際は今みたいに現場もとても困っていらっしゃるということは分かるのですが、やはり、この後の部活動の移行もそうなのですけれども、今、とても情報化社会で、保護者のほうが逆に情報を先にとってしまって学校にぶつけてくるということが、学校現場の方にとっても非常に心理的負担になってくることもあると思います。そうすると、板挟みになってしまうところもあると思うので、ご確認されたという話を、ぜひ、コンセンサスを取っていただけたら、可及的速やかに現場にこういうことですよと言ってあげると、現場の先生も、先生が何か隠しているのではないですかみたいなの板挟みになるので、少しかわいそうだなと思いますので、うまく連動できるように、ご連絡いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○特別支援教育  
課長

委員ご指摘のとおり、今年度の未就学の子どもたち、来年度、小学1年生に上がる子どもの就学支援委員会の申請数が、今年度はなかなか伸びてこなかったのです。その背景には、委員ご指摘の、半分以上、本当に自分たちの子どもは特別支援学級にいななければいけないのだろうか。今までのようにもっと交流に出たいのだけれども、それだけ特別支援学級、少し二の足を踏んだというようなことで数が伸び悩んでいる。やはり、ご指摘のとおり、情報提供が遅れていることが原因でそのようなことが起きていると分析していましたので、昨日の情報はコーディネーターあてだったのですが、管理職向けにも速やかに情報発信をしていきたいと思ひます。

○五十嵐委員

もちろん、そういう部分もありますし、逆の側面も実はありまして、聞いている話だと、例えば、半分以上交流に行っているのだから、交流から戻りたいような保護者の方も実はいらっしゃって、そういう方にとっては好機なのですけれども、逆に、現場の方が、交流で入ったのだから特別支援にいなければだめですよみたいな話もあって、こういうものは変わらないのですか、みたいな話の問い合わせもあったのです。私に言われてもという形だったものですから、少し学校とお話しさせていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○渡邊委員

渡邊です。お願ひします。

7ページのインクルーシブ教育システムということでご説明を伺って、大変分かりやすかったのですが、選べるという、矢印のところ特別支援学級から通常学級に移行するとかという、普段からも交流はよく見かけておりますが、特別支援学校から特別支援学級というのは、実際にはどのような形でなさっているのか。それとも、これからするつもりなのか。私は初めて、あまり聞き覚えがないので、その辺のご説明をお願ひします。

○特別支援教育  
課長

特別支援学校、より支援度の高い学校の判断を受けた子どもは特別支援学級、通常学級、より支援度の低い学びの場を選択することができると。特別支援学校に行く、言い方は少し語弊があるかもしれませんが、

権利をもらったと、判断がついたということで、いずれを選択してもかまわないということです。それで、今も実際にそういった支援度の低い学びの場を選んでいらっしゃる方はいらっしゃいます。

○教育長 その都度というイメージではなくて、就学判定委員会というものがあって、その判定で特別支援学校相当と言われた方は、支援学級も通常学級も選べるという意味です。

○渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中委員 今の選べるということですが、一方の矢印がいいのか、両方の矢印がいいのか、どうなのでしょう。どちらでも選べるみたいな、そうではないのですか。

○特別支援教育課長 特別支援学級判断の子どもは特別学校は選べないです。

○田中委員 そうですね。分かりました。

○教育長 その辺、追記すると分かりやすいかもしれません。

○特別支援教育課長 そうですね。かしこまりました。

○教育長 ほかに、よろしければ、部活動地域移行に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、部活動の地域移行についてのご説明をいただきましたので、それについてのご質問、ご意見がありましたらご発言願います。

○畠山委員 今後のスケジュールということでお話をお聞きしましたが、中学校で部活動があって、大規模校とか小規模校とか、そういう二つの数は違うと思うのですが、生徒の皆さん、あくまでも希望制だとは思いますが、今まで卓球をやっていて、一生懸命楽しく活動していたけれども、地域移行によって土日は活動ができないのを、地域でやる場合に、卓球が土日にはできないというような状況も出てくる可能性はあると思うのです。その辺の生徒の皆さんの希望と実際の地域活動の内容は、方針としてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○学校支援課長 スケジュールのところで、生徒、保護者のアンケートの実施というものが11月上旬と書いてありますけれども、そこが一番きもだと思っています。中には、ただ卓球を楽しみたい、レクリエーション的な要素もかなりあって、楽しみたいという生徒もいれば、チャンピオンスポーツ的に試合に出て勝ちたいと思う生徒もいるわけです。ですので、それぞれの学校の実態にも応じてそれは考えなければいけないと思っています。どういう休日の地域部活動を作るのかということは、子どもの実態から始めなければいけなくて、例えば、レクリエーション的なところを多く求めている子どもがいる学校だったら、そういうような地域部活動を作ることも可能なわけです。一部、チャンピオンスポーツに行きたい子どもについては、そのほかのさまざまな民間ですとかというような団体に行くという選択肢もあります。子どもたちが自分のやりたい場が用意されていて選べるということ



が生涯スポーツにつながると思っていますから、そういうようなさまざまな、選択肢があって子どもが選べる状況を何とか作っていきたくと思っています。

○畠山委員

そうですね。本当に生徒の皆さんが、自分が活動したいということが実現していく、そういう地域の活動とか民間も含めて、ぜひ、そうやっていくといいなと思いました。

それからもう 1 点なのですけれども、地域移行の考え方についてのページのところです。これからの地域での活動ということで、「自分の『やりたい』を実現する場」ということで、自主性とか主体性とかいろいろ大事な、このようになっていますけれども、その上のこれまでの部活動というところでは、職員、指導者と生徒とか生徒間というところが、人間関係がとても強調されていると思うのです。下のほうは自己肯定感とか、配慮事項にはあるのですけれども、ぜひ、人間関係から自己肯定感が生まれるようなところを大事にしていただきたいと思います。

私の知っている人で、サッカーをやっているのだけれども、少し指導者の方がなかなか人間関係をうまく、子ども同士調整できなくて、その子どもは辞めたということ聞いたことがあるのです。やはり、そういうところも大事なところになっていくのかなと思いますので、勝利至上主義に走らないとかということも大事ですし、人間関係から自己肯定感をはぐくんでいくということは発達段階からしてもとても大事だと思いますので、大事にいただきたいと思います。

○乙川委員

学校運営協議会でも、この地域移行についての部活動の話合いが始められましたが、皆さん、同じようなところで躓いているというか、イメージがいまいちわからないというところが、今、休日の部活動、段階的な地域移行のための準備という紙を見ているのですが、学校が生徒の実態を把握したり、あり方検討とか、意識とか目的とか決定というような、そこですよ。教育委員会も子どもや保護者の実態把握とか、紹介、提案、提供みたいな形で、またこちらの左下も指導者の派遣とか活動の場の提供という形なのですが、どこが主体となってこれを進めながら、予算をどこから持ってくるのか。それぞれが把握はした、この場も提供できますというところを、どこがまず、主体はどうなっているのかというところが見えにくいなど。教育委員会が、これだけの財源がありますので、どこか場を提供してくださる人はいませんか、指導者を探してくれませんかというようなお話をすることなのではないでしょうか。その当たりが少し理解しにくいので、教えていただければと思います。

○学校支援課長

主体は、今、部活動を持っています学校です。学校がどのような休日の地域部活動を行っていくかということで、それぞれの区ですとか地域によって実情が違うのです。大規模校で 20 を超える部活動がある学校もあれば、二つ、三つの部活動でやっている学校もあります。ですので、学校が自分の子どもたち、部活動の数等の実態を踏まえてどのよう

なことを行っていくかということを考えていきますけれども、決して学校丸投げではありません。先ほど説明しましたように、では、会場はどうするのだ、指導者はどうするのだ、鍵の扱いはどうするのだ、さまざまな疑問が出てきますよね。そのときにこちらに相談していただいて、一緒に学校に合ったオーダーメイドのものを考えていくというのが私たちのスタンスです。

予算につきましては、今、準備期間ということで、国から補助が出ているのです。167万円なのですけれども、出ている金額を使って指導者の報償費にも使っていますけれども、いずれは、このお金は恐らく受益者負担になるかと思います。そのときに、どのような仕組みで指導者に対して報償、お金をお渡しするのかということについても、まだここは確定していませんので、相談をしながら進めていかなければいけないと思っています。

○乙川委員

今、学校から地域にこういう準備をされていますと投げかけられていますが、では、予算はどうなっていますかとか、そういった今のお話が地域から学校に投げかけられているのです。学校自体が答えられていない。皆さんはどこが予算、財源なのかがまず示されていないのではっきりしたことは何も分かっていないし、お伝えすることができないという状態で、今、いつから移行というスケジュールが見えてきましたけれども、それさえも少し前までは分かっていなかったもので、いつまでに何をだれが動くのかというのがとても見えにくいなと思って、今、質問させていただきました。

それで、先ほどの五十嵐委員のお話も同じなのですが、情報が分かった時点で学校にお知らせになっていないと、学校が地域と話し合いをしても、皆さんの疑問に、全く同じような形で、分からないのですけれどもどうなるのでしょうか、というような形の時間の過ごし方になってしまいかねないので、学校が主体というのとはとても、オーダーメイドということとはとても地域に寄り添った、子どもたちの意向とかそういったものが反映されると思うのですが、主体が学校でいろいろなところの場の提供に対してのお願いとかそういったものも学校側から、こういったクラブチームや民間や企業とか地域に投げるということなのでしょうか。この図で言うと。

○学校支援課長

学校が主体と言いましたのはそのとおりなのですが、実際に、民間クラブを使おうと思っている、ある中学校があります。ただ、ある中学校は、自分の身近には民間クラブがなくて、それは使えないと。そうなってくると、スポーツ協会とかスポーツ連盟の力を借りたいよねと思っている学校があります。みんなさまざまなのです。ですので、それについて、うちの学校はこのように考えてこう動こうと思っているということを、今、いくつかの学校が相談してくださっているのです。それに対して、では、こういうことができますよねとかというようなことを令和8年4月から、そこがスタートになると思いますので、そこまでの3年間でじっくり詰めていくよ

うな時間が必要かと思っています。

最初の話に戻りますと、大変申し訳なかったのは、今、このプリントを用いて話をしたのが11月の校長会、教頭会なのです。それまで、私たちも教育委員会内の各課で話を詰めていたり、スポーツ振興課ですとか文化政策課ですとか、そういうところと話を詰めていて、なかなかこの案を示すまでのところに時間がかかってしまったのは、大変、現場に申し訳なかったのですけれども、これが揺らぐと、こちらに行ったりあちらに行ったり、現場が一番困るので、この基本線はしっかり、ここまでのところは言えるよねというところを確定してから学校の校長会、教頭会に出そうという気持ちでいましたので、遅くなりました。ただ、今、この線が決まったということで、学校でこの線に沿って、うちの学校ではこうしていきますということがこれから出てくると思いますので、先ほども言いました、そこで相談していただければ、こちらでもこういうやり方がありますよねということは一緒に作り上げていくような形を取りたいと思っています。

○五十嵐委員

今、お話を聞いていまして、本当に大変だなという一言です。

私個人の意見なのですが、こうしたプラットフォームを作ったほうがいいです。横断的な。それで、教育委員会にご相談するというのももちろん大事なのですが、1回相談に来て返してというのを、他方から来ると、多分、教育委員会がパンクすると思うのです。だから、プラットフォームで情報共有できるシステムが多分、ロイロノートではないですけれども、あると思うのです。

例えば、A校で剣道の部活動を民間移行したいけれども、地域にクラブがないからスポーツ振興のそういうものを照会したい。そうしたら、B校が、うちの近所でそういう剣道の有段者でこういうものがあるからこの団体を紹介してあげましょうかと言ったら、この情報のやり取りを教育委員会が見て、紹介してあげていいですかと言ったら、B校がA校に照会してあげると、そこの団体の人が両校に何かやってくれるとか、そういうようなやり取りをやらないと、先生方もどうすればいいのみたいな途方に暮れてしまいますし、20校くらい教育委員会に集まってきても皆さんも大変ではないですか。そういう、お互いにやり取りできるみたいなもの、こういう立ち上げ時は1回作ったほうがいいと思うのです。

だんだん交通整理されてきて、こういう累計になってきたとなれば交通整理すればいいと思うのですけれども、最初は1回、こういうものが困っています、こういうものができますみたいなものを1回できるような、何かオンライン上の場所みたいなものを主導で作られたほうがいいのではないかと思います。多分、大変なことになると思いますので、ご意見として承っていただければと思います。

○学校支援課長

今お話しいただいたことはとてもありがたい、大事な意見だと思っています。

GIGAスクール構想が始まった際も同じようなことがありまして、それこ

そGIGA元年が昨年だとすると今年は2年目なのですけれども、立ち上げのときは本当にさまざまな要望、意見、ご指摘が教育委員会に寄せられました。それで、私たちは、チームズというものを使って、各学校のGIGA推進リーダーが自由に情報交換できる仕組みを作ったのです。そうしましたら、うちはこんなことをしているよというものが刺激になって、私たち指導主事を介さなくても、学校同士でやり取りを初めて、さまざまなプラスのスパイラルといいますか、そういうことが生み出されたという実績があるのです。

それで、部活動の地域移行は、私はGIGA以上の大変なことだと思っています。これは教育委員会だけでは完結できませんから、新潟市として取り組まなければいけないことですので、なおさら今、五十嵐委員がおっしゃったようなものも併用しながらでも教育委員会もきちんと対応できるような体制を作っていく必要があるなと思いつつ、ありがたい意見として聞いておりました。

○五十嵐委員

補足ですみません。多分、野球とかサッカーとかはけっこう皆さん持っているのですけれども、例えば、トランポリンとかあいうものは、多分、どうするのみたいな感じがあると思うのです。意外と知っている人がいて、この先生をご紹介しますというのが、多分、出てくると思うのです。どなたかが知っているのです。そういうところがつながってくると、意外とこちらの負担もなймаうまくいくということが出てくると思いますので、ぜひ、ご検討いただければと思います。

○学校支援課長

ありがとうございます。

○大宮委員

大宮です。質問させていただきます。

休日の部活動は行わないということになってはいるのですけれども、その場合は先生方ではなくて、外部委託する方がやる形で考えていらっしゃると思うのですけれども、情報として私なりに取ったやつで聞くと、土日にプロの指導員をつけるとなると、やはり、土日に自分のところでやっているスクールとか、やはりお金がいいので、わざわざそこに土曜日、日曜日に学校に行って安い指導料で行くかという話が少しあったのです。もしオーケーであれば、土日に先生方がかりに、平日にそういうプロの方を呼ぶ場合だと、多分、閑散としているので、土日ではない平日のほうが、特に部活動をやる時間帯に指導員の方がもし空いていれば、これは一つの意見ですけれども、安い指導料金でお願いできるのかなというところは、少し情報の中でそういったものがあって、伝えておこうかなと思ったのです。

それで、代わりに、もし土日は先生方が休まなければいけないとかとなれば別ですけれども、土日に先生方が出て指導したりということがオーケーであれば、先ほど言ったかぎの問題とか、また、遠征に行ったりという部分も、ただ、平日は外部の人が見て、その分、先生方が休めるではないけれども、授業の準備とかいろいろなところに回せるということが可

能であればそれもありではないかと思ったので、個人的な意見として言わせていただきました。できるかできないかはそちらで判断していただいて。

○教育長

ほかにありませんか。

では、私から一つ。今、ご説明いただいた資料は、教育ミーティングの場で自治協議会の皆さんに配るということなのでしょうか。

○学校支援課長

配る予定しております。

○教育長

細かいものは検討してもらえればいいのですけれども、例えば、どのような部があるのかとか、五十嵐委員から出たトランポリンの部活があるのかなのか等は分からないと思いますし、主要な競技というのは大体想像できると思いますけれども、どのような部があるのかとか、そこに何人加入しているのかとか、加入率はどうか。

それから、特別支援で言えば、種別の特別支援学級はどこにいくつあるとか、区ごとでもけっこうですけれども、そういった人数とか、基礎的なデータもお付けしたほうが分かりやすいのではないかと思います。必要なデータは、何が必要かはお任せしますが、お話を聞かれた方が理解しやすい最低レベルの資料は調べてあげたほうがいいのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

#### 第5 次回日程

○教育長

それでは、この件を終わらして、日程第5「次回日程」について、教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

では、次回、12月定例会の日程です。12月19日金曜日、午後3時30分からとなります。よろしく願いいたします。

#### 第6 公開終了

○教育長

以上で、公開案件を終了いたします。これより定例会を非公開といたしますので、傍聴の方、報道の方についてはここで退席をお願いいたします。

#### 第7 定例会(非公開) 付議事件

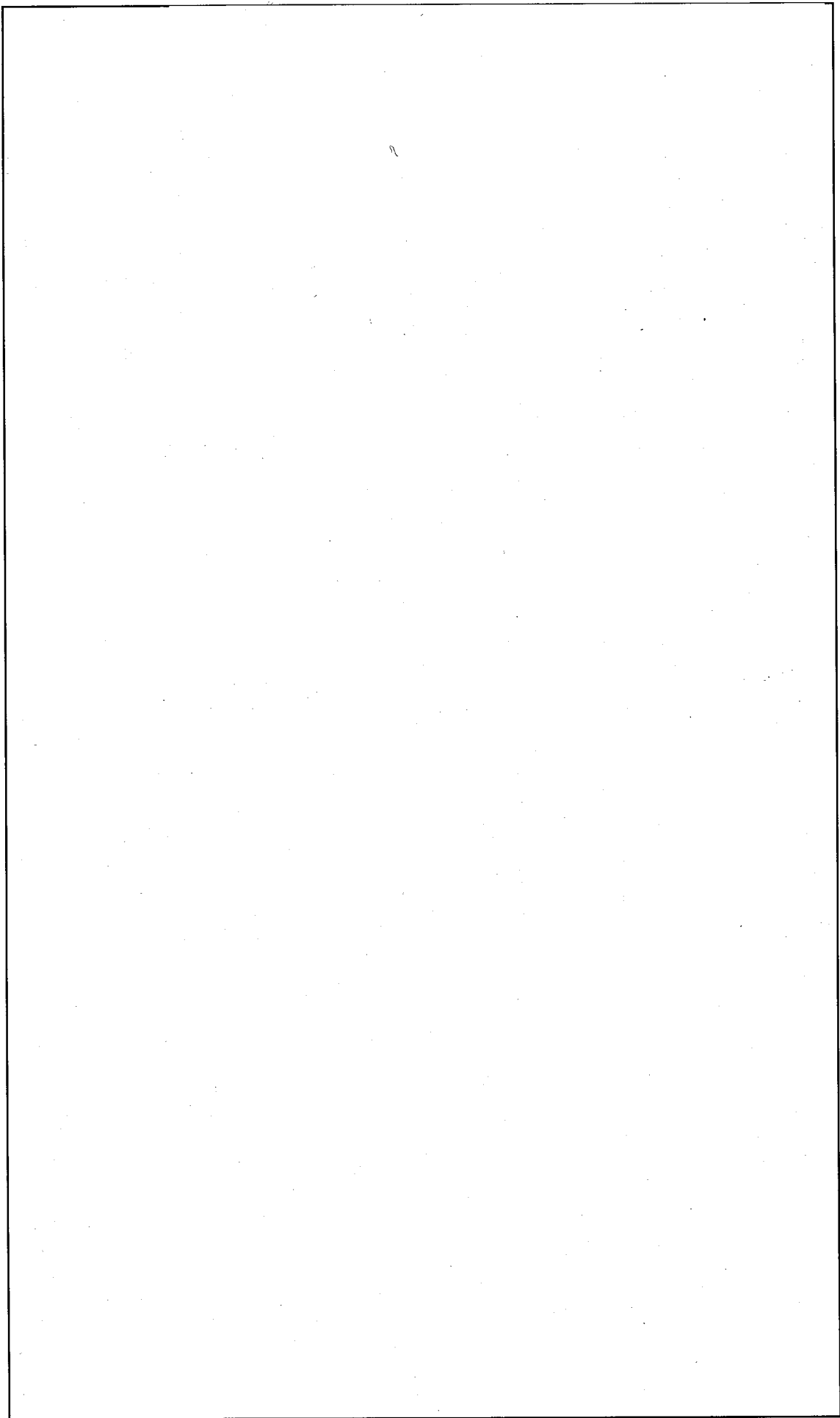
○教育長

これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

議案第25号「令和4年12月議会定例会の議案」、新潟市一般会計補正予算については、はじめに教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

(令和4年12月議会定例会の議案について説明)



- 教育長
- 乙川委員

- 教育総務課長
- 乙川委員
- 中津川委員
  
- 教育総務課長
  
- 中津川委員
  
- 学校支援課長
  
- 中津川委員
- 学校支援課長
  
- 中津川委員
  
- 学校支援課長
  
- 中津川委員
- 田中委員
  
- 学校支援課長
  
- 田中委員
- 大宮委員
  
  
- 学校支援課長
  
  
- 大宮委員
- 教育長



○教育総務課長

○教育長

○島山委員

○教育総務課長

○畠山委員

○田中委員

○教育総務課長

○田中委員

○教育総務課長

○教育長

○教育職員課長

- 教育長
- 田中委員

○教育職員課長

○田中委員

- 教育職員課長
- 教育長

○中央図書館長

○教育長

○中津川委員

○中央図書館長

○中津川委員

○中央図書館長

○中津川委員

○中央図書館長

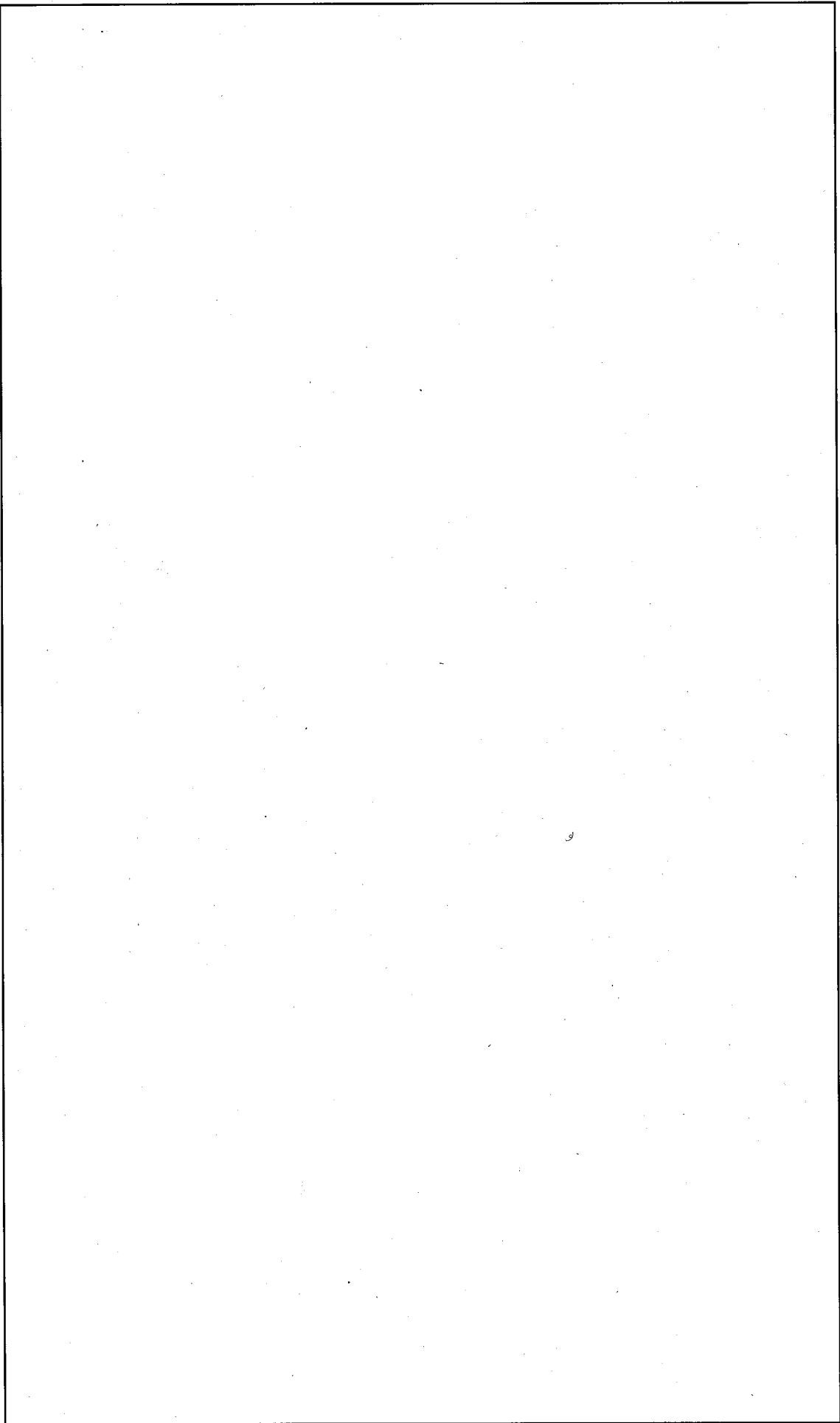
○教育長

#### 第8 定例会(非公開) 報告

○教育長 次は、報告案件に入りますが、少し休憩は必要ですか。委員の皆さん、大丈夫ですか。

それでは、報告に入ります。はじめに、新潟市中学校給食のあり方の検討について、保健給食課から説明をお願いいたします。

○保健給食課長 (学校給食の総合的な見直しについて説明)



○教育長

○島山委員

○保健給食課長

○島山委員

○保健給食課長

○島山委員

○渡邊委員

○保健給食課長

○渡邊委員

○保健給食課長

○渡邊委員

○大宮委員

○保健給食課長

○大宮委員



○学校支援課長

○教育長           ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。それでは、報告を終わらせていただきます。

第9 定例会閉会

○教育長           以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員    <sup>丸</sup> 十 嵐 悠介

署名委員    乙川 千香

